

税 務

みなし贈与の無申告、相続開始後発覚も

債務免除に伴う株価上昇分は調査で指摘を受ければほぼ確実に課税

要
約

➤ 同族会社に対する債務免除に伴う株主等への「みなし贈与」については必ずしも贈与税の申告が行われていないのが実態も、課税が可能な期間内に被相続人が死亡して相続税の調査を受け、みなし贈与課税について指摘を受けた場合、課税を避けることは極めて困難。

同族会社に対する債務免除により当該会社の株式等の価額が増加した場合、その株主等がその増加した部分に相当する金額を贈与によって取得したものと取り扱われ（相基通9-2の(3)）、みなし贈与（相法9）として贈与税の課税対象となる。この場合、贈与税の課税期間が経過している場合であっても、①暦年課税を適用している場合は、相続開始前3年間（令和6年1月1日以降の贈与については7年間）、②相続時精算課税制度を選択している場合は制度選択後—に行われた「みなし贈与」は相続税の課税価格に加算（生前贈与加算）される（相法19、21の15①）。

国税不服審判所では、相続時精算課税選択後に被相続人が同族会社に対して行った5,552万5,500円の債務免除（大裁（所・諸）令3第37号）や、相続開始前1年以内に被相続人が同族会社に対し3回に渡って行った計2億1,600万円の債務免除（大裁（諸）

令5第35号）について、「みなし贈与に当たり、生前贈与加算の対象となる」として行われた相続税の更正処分等を適法と判断した事案がある。また、相続開始の3～4年前に被相続人が同族会社に対して行った債務免除に伴う株式価値の増加について、被相続人の死亡後になされた相続税の税務調査で「相続税法基本通達9-2の(3)の場合に該当するため贈与税の申告義務がある」との指摘を受けて期限後申告に応じた事案は税理士損害賠償請求事件に発展し、課税リスクについて説明しなかった税理士の損害賠償責任が一部認容されている（東京地裁令和元年10月15日判決）。

いずれの事案も結論自体は通達通りとなっているものの、注目されるのは、被相続人死亡後の「相続税の税務調査」が課税のきっかけとなっているということだ。実務上は、同族会社に対する債務免除による株価の上昇に係るみなし贈与について、贈与税の申告を失念するケースや、税理士等から課税のリスクを指摘されても申告しないケースも見られる。確かに債務免除に係るみなし贈与事案は税務署に把握されにくいという性質があるが、課税が可能な期間内に被相続人が死亡して相続税の税務調査を受け指摘を受けた場合には、ほぼ確実に通達に沿った課税が行われると考えておく必要がある。